

連邦法及び州法に基づく虚偽請求取締法の遵守

ポリシー番号	BPM-04
タイトル	連邦法及び州法に基づく虚偽請求取締法の遵守
施行日	2007年8月
更新日	2009年4月、2015年1月、2016年1月、2017年4月、2021年11月、2023年10月、2025年12月

ポリシーステートメント

ラボコープホールディングス株式会社

及びその子会社(以下、総称して「ラボコープ」又は「当社」といいます)は、コーディングや請求に関する法規等を含め、あらゆる連邦及び州の関連する法律及び規制を遵守しています。従業員、請負業者、ベンダー、及び代理人は、本ポリシーに記載する法律の違反の指示、参加、承認、又は許可を一切行ってはなりません。

本ポリシーの適用範囲

本ポリシーは、当社及びその子会社の全ての従業員、役員、臨時従業員、請負業者、ベンダー、又は代理人に適用されます。本ポリシーはまた、以下に定義する紹介元にも適用されます。

目的

本ポリシーは、ラボコープ倫理行動規範及びその他のコンプライアンス規定と共に、正確なコーディング及び請求の実務、虚偽又は不正な支払請求を禁じる連邦政府の民事虚偽請求取締法及び類似の連邦・州の法律の遵守、並びに2005年財政赤字削減法(DRA)第6032条「虚偽請求回復に関する従業員教育」に準拠した州の改正メディケイド・プランの遵守に関する当社の取り組みを定めるものです。

定義

1. **2005年財政赤字削減法(DRA)** - 特に、以下に対応する正式な社内規定の策定を医療機関に求めるために改正された州のメディケイド・プランを義務付ける連邦法。
 - a. 連邦政府の民事虚偽請求取締法(FCA)
 - b. 虚偽の請求や明細書に対する民事上又は形而上の罰則を定める州法。
 - c. 連邦法及び州法で定められているキイタム訴訟条項、及び不正行為、廃棄物、不正使用の防止・発見に関するこれら法律の役割。
 - d. プログラム詐欺民事救済法に定める行政による救済手段

本書は電子的に管理されています。ハードコピーを使用する際は、必ず MCQS 内の最新の電子バージョンと照合してから使用してください。本書に記載する情報には、ラボコープホールディングス株式会社の専有情報が含まれており、極秘扱いで受領者に提供されます。本書及び本書に含まれる情報のいずれについても(その一部又はすべてにおいて)、いかなる目的であっても、ラボコープホールディングス株式会社の書面による明示的な事前承認を得ることなく公表、複製、配布、開示、適応、使用(いずれの場合もその形態や手段を問いません)してはならず、また、いかなる形態や手段によっても他の者に見たりアクセスを許可してはなりません。

- e. 不正行為、廃棄物、不正使用の発見・防止に関する当社のポリシー及び手順。
- 2. **連邦政府の民事虚偽請求取締法(FCA)** - 虚偽又は不正な支払請求又は承認を意図的に行うこと又は他者に行わせること、あるいは、虚偽又は不正な請求を行うために虚偽の記録又は明細書を意図的に作成・使用すること又は他者に作成・使用させること、あるいは、虚偽又は不正な請求の支払・承認により政府に対する詐欺行為を謀ること、あるいは、政府に対する支払又は金銭や財産の移転を行う義務を意図的に隠蔽し不適切に回避するか減少させることを禁じる連邦法。
- 3. **概要** - FCAの概要及び州法の全般的な考察については別紙A1に記載しています。

手順

- 1. **FCA及び類似の州法に関するコンプライアンス情報**
 - a. **従業員** - 当社は、FCA、類似の州法、及びその他の虚偽請求取締法に関するコンプライアンスについて、**ラボコープ倫理行動規範**に一般的な情報を記載し、本ポリシーの別紙及びOneWorldのコーポレート・コンプライアンス部のページ上にこれら法律の概略を掲載することにより、ラボコープの従業員に情報を提供しています。また、コーポレート・コンプライアンス部の担当者や部門担当コンプライアンス・オフィサーからもこれらの法律に関する情報を入手することができます。
 - b. **請負業者、ベンダー、及び代理人** - 当社は、FCA、類似の州法、及びその他の虚偽請求取締法に関するコンプライアンスについて、本ポリシーの別紙及びラボコープのウェブサイトのベンダー・コミュニケーションのページ(www.Labcorp.com/Contractors)上にこれら法律の概略を掲載することにより、全ての請負業者、ベンダー、及び代理人に情報を提供しています。また、コーポレート・コンプライアンス部の担当者からもこれらの法律に関する情報を入手することができます。

- 2. **FCA及び類似の州法に関する疑わしい不遵守の報告**

従業員、請負業者、ベンダー、及び代理人は、当社(従業員、請負業者、ベンダー、代理人のいずれかを含め)がFCA、類似の州法、あるいはその他の不正行為・不正使用を取り締まる法律で禁じられている行為に関与していると知った又は十分に確信した場合には、当社の既存のコンプライアンス報告手順を用いて直ちにその旨を報告しなくてはなりません。当社は、当社ポリシーの違反行為及び/又は不正行為の事実又はその疑いを報告するために従業員、請負業者、ベンダー、代理人が利用することのできるシステムを導入しています。

ラボコープの報告システムは「アクション・ライン」と呼ばれ、すべての従業員及び外部関係者が利用することができます。アクション・ラインは、24時間365日利用できます。

アクション・ラインを利用して懸念を提起するには、次の3つの方法があります：

- 1. オンライン(labcorp.ethicspoint.com)で通報。報告フォームは報告者の希望する言語で表示することができます。

2. ラボコープ・アクション・ラインのコールセンターへの電話通報:
 - a. 米国またはカナダに所在する場合 844 625 0967
 - b. 米国、カナダ以外に所在する場合 labcorp.ethicspoint.comに掲載されている国別の無料通話番号に電話をかけてください。
3. ラボコープのQRコードやモバイルリンク(labcorpmobile.ethicspoint.com)を使ってモバイルデバイスから通報。



ラボコープ・アクション・ラインのコールセンターまたはオンラインポータル経由で行われたすべての通報は機密に取り扱われます。通報を行う個人および法人は、匿名による通報を選ぶことができ、身元情報や連絡先、位置情報を開示するよう求められることはありません。

当社は、従業員がコンプライアンス問題の報告・解決のための4つのステップ・コミュニケーション・プログラムを遵守することを推奨しています。同プログラムは潜在的なコンプライアンス問題に関する懸念の提起のために以下のガイドラインを提供しています:

- a. マネージャーまたは上司に相談する。
 - b. 部門責任者に相談する。
 - c. 所属のコンプライアンス職員または連絡係、人事担当者、及び/又は部門長又は部門担当シニア・オフィサーに相談する。
 - d. 人事部、コーポレート・コンプライアンス部、又は法務部に問い合わせる。
3. **FCA及び類似の州法に関するコンプライアンスのモニタリング**
当社は、FCA及び類似の連邦・州法の遵守を確実にするために、請求実務の継続的なモニタリングのための内部システム・統制を実施しています。

コーポレート・コンプライアンス部による精査、承認および支援

本ポリシーの例外、変更または逸脱はすべて、コーポレート・コンプライアンス部の精査・承認を受けなければなりません。コーポレート・コンプライアンス部および法務部は、本ポリシーに関する疑問点に回答するとともに、従業員に支援や助言を提供します。特定の用語、状況または問題点について質問がある場合、コーポレート・コンプライアンス部または法務部に送付して支援や助言を求めることができます。

コーポレート・コンプライアンス委員会の承認: 2025年12月会議議事録

改訂履歴

改訂タイプ（小規模/実質的）	目的/変更	ポリシーの所有者/タイトル	日付
マイナー	更新された情報には、qui tam 条項のある州と、何らかの虚偽請求行為のある州が含まれていましたが、qui tam 条項はありませんでした。	企業コンプライアンス	2010 年 3 月
マイナー	連邦 FCA の改訂および州虚偽請求取締法比較表を含めるために更新。	企業コンプライアンス	2010 年 11 月
マイナー	州の虚偽請求取締法の年次レビュー	企業コンプライアンス	2011 年 11 月
マイナー	州の虚偽請求取締法の年次レビュー	企業コンプライアンス	2013 年 1 月
マイナー	州の虚偽請求取締法の年次レビュー	企業コンプライアンス	2015 年 1 月
マイナー	州の虚偽請求取締法の年次レビュー	企業コンプライアンス	2017 年 2 月
マイナー	州の虚偽請求取締法の年次レビュー	John Siracusa/VP、コンプライアンス	2021 年 5 月
マイナー	連邦プログラム不正民事救済法の罰金額への参照を更新し、ニュージャージー州のみに適用される比較表に特定の情報を追加	John Siracusa/VP、コンプライアンス	2021 年 11 月
マイナー	連邦プログラム不正民事救済法の罰金額への参照を更新し、ニュージャージー州のみに適用される比較表に特定の情報を追加	John Siracusa/VP、コンプライアンス	2023年10月
マイナー	半年ごとのレビュー/変更不要	John Siracusa/VP、コンプライアンス	2025年11月

別紙A

虚偽請求取締法と実施状況

1. 連邦政府の民事虚偽請求取締法

連邦政府の民事虚偽請求取締法(31 U.S.C. § 3729, *et seq.*)(以下、「FCA」といいます)は、米国の南北戦争の防衛請負業者による不正行為が一連の議会による調査で明らかになったことから、1863年に制定されました。現行のFCAは1982年に議会を通過し、1986年に改正されています。FCAには、米政府がより効果的に不正行為による損失を発見し回復するために策定された条項が含まれています。FCAが制定されて以来、米政府は、同法に違反して連邦医療プログラムの資金を不正に得た企業や個人から訴訟や調停を通じて数十億ドルを回収してきました。米議会及び政府は、FCAが、不正行為を告発する者(「キイタム訴訟の告発者」又は「内部告発者」と呼ばれることが多い)を奨励することにより不正行為を発見、報告し、堅固なコンプライアンスを実践した企業や個人に強力なインセンティブを与えることにより不正行為を防止し、同法に基づく複数の賠償責任や罰則に対する法的責任を回避する非常に効果的な手段であると確信しています。

a. FCA禁止条項

連邦政府の民事虚偽請求取締法は、個人や企業が政府の助成金を受けるために虚偽又は不正な請求を意図的に提出すること、又はそのように手配すること、あるいは、虚偽の請求を行うために虚偽の記録や明細書を作成すること、FCA違反を謀ること、あるいは、政府に対する支払又は金銭や財産の移転を行う義務を意図的に隠蔽し、不適切に回避するか減少させることを禁じています。同法において「意図的」という用語は以下を意味します。

- i. 詐欺行為に関する情報を実際に知っている。
- ii. 真実又は詐欺行為について知らないふりをする。
- iii. 真実又は詐欺行為について無頓着でいる。従って、詐欺行為の意図がなかったとしても同法の違反とみなされる。FCAで禁じられている行為の例として、実際に提供されなかった医療サービスに対する請求や不正コーディング(より高い診療報酬を得るために実際に提供された医療サービスや製品のコーディング操作を行うこと)が挙げられます。

b. 罰則

連邦政府プログラム詐欺民事救済法(31 U.S.C. § 3801 – 3812)に従って、民事上の罰金が課せられる可能性があります。FCAに違反したことが判明した個人や企業は、各請求につき13,508ドル~27,018ドルの民事上の罰金、及び連邦政府が被った損害額の3倍を上限とする金額が科されることになります。連邦規則集第28巻85.5条の表に従い、インフレに応じて罰金の額が調整される場合があります。

c. キイタム訴訟及び告発者保護条項

FCAは、米政府と取引を行うか支払を受けている個人や企業が提出した虚偽又は不正な請求に対して訴訟を起こす権限を米司法長官に与えています。また、FCAの違反行為について私人が米政府に代わって訴訟を起こすことも認めています。FCAに基づき私人によって提起された訴訟は一般に「キイタム訴訟」として知られており、告発者は秘密保護手続をとって連邦裁判所に民事訴訟を提起し、米司法長官に重大な証拠の送達を行うことによって訴訟を開始します。政府は訴状に記載された申立てについて60日以内に調査を行い、訴訟に加わるかどうかを判断します。加わる場合には訴状は開示され、司法省又は米国連邦検事局がその提訴における主導的役割を果たします。政府が訴訟に加わらないと判断した場合、キイタム訴訟の告発者は単独で訴訟を続けることができますが、

告発者が正当な訴因を提示する場合には後日政府が加わる場合もあります。同法は、キイタム訴訟の告発者が、政府が勝訴によって回収した金額の15～30%に相当する報奨金及び訴訟費用の支払を受け取することを認めています。ただし、例えば、キイタム訴訟の告発者が違反を計画・先導したことを裁判所が認めた場合には、この報奨金は減額されることがあります。FCAはまた、明らかに根拠のないキイタム請求を提訴したキイタム訴訟の告発者に対して、被告の訴訟費用を負担することを定めています。さらにキイタム訴訟の告発者は、FCAに基づき提訴したこと又はFCA違反を阻止しようとしたことに対する報復からある程度の保護を受けることができます。告発したことにより、又はFCA違反を阻止しようとしたことにより、解雇、降格、ハラスメント、その他の差別を受けた従業員、請負業者、又は代理人を完全な状態に戻すためにあらゆる救済手段を行使する権利を有するものとします。救済手段には、復職、倍返し、訴訟費用や妥当な弁護士費用を含む特別損害賠償金などが含まれます。

d. 各州の虚偽請求取締法：

多くの州は連邦のFCAと類似の法律を制定し、主にメディケイドなどの州の医療プログラムに提出された虚偽及び不正な請求に対する民事上の救済手段を認めています。このような州の法律の中には、連邦FCAと同様に、キイタム訴訟の提訴及びキイタム訴訟の告発者に対する報復からの保護を定めたキイタム訴訟条項が含まれています。

また、州の中には州の医療プログラムに提出した虚偽の請求に対して刑事上の罰金を科すところもあります。例えば、オハイオ州、ミシガン州、ルイジアナ州の法律は、州のメディケイド・プログラムに対する虚偽の請求について刑事上の罰金を定めています。

2005年財政赤字削減法（以下、「DRA」といいます）では、メディケイド・プログラムなどを対象とした虚偽請求取締法を制定した州に報奨金を与えることを定めています。ある州の虚偽請求取締法が米国保健社会福祉省監察総監室（以下、「OIG」といいます）の定める一定の要件を満たしている場合、その州は虚偽請求の訴訟によって回収した金額の取り分の増額を受けることができます。回収金額の増額を受けるには、DRAの特定要件に合致する法律を施行していることが条件となります。OIGがレビューした特定の州法は以下のサイトに掲載されています。<https://oig.hhs.gov/fraud/state-false-claims-act-reviews/index.asp>

別紙の表は各州のFCAを記載したもので、キイタム訴訟条項の有無、OIGによるDRA遵守認定の有無、及び州法と連邦FCAとの主な違いを説明しています。

本別紙は定期的に更新されます。詳細については、コーポレート・コンプライアンス部(336-436-4026)に問い合わせてください。

2010年3月更新

- キイタム訴訟条項を定めた州及びキイタム訴訟条項はないが何らかの形式の虚偽請求取締法を定めた州を追加。

2010年11月更新

- 連邦FCA改正及び各州の虚偽請求取締法の比較表を追加。

2011年11月更新

- 各州の虚偽請求取締法に関する年次レビュー

BPM-04 連邦法及び州法に基づく虚偽請求取締法の遵守

2013年1月更新

- 各州の虚偽請求取締法に関する年次レビュー

2015年1月更新

- 各州の虚偽請求取締法に関する年次レビュー

2017年2月更新

- 各州の虚偽請求取締法に関する年次レビュー

2021年5月更新

- 各州の虚偽請求取締法に関する年次レビュー

2021年11月更新

- 連邦政府プログラム詐欺民事救済法の罰金額の記載を更新し、ニュージャージー州のみに適用される比較表に特定の情報を追加

各州の虚偽請求取締法:

比較表(2021年度)

州 *	制定法	キイタム 訴訟条項	DRA遵守の 認定	連邦虚偽請求取 締法との主な違い
アラバマ州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
アラスカ州	アラスカ 州法 § 09.58.010 <i>et seq.</i>	はい	該当なし	- 過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 09.58.010(b)) を含む。 - 下限額5,500ドルから上限額11,000ドルの範囲の民事上の罰金は「請求項」によって認められない (§ 09.58.010(c)(1))
アリゾナ州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
アーカンソー州	アーカンソー州 注釈付法令集 § 20-77-911 <i>et seq.</i>	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。
カリフォルニア州	カリフォルニア州法令集 (§ 12650 <i>et seq.</i>)	はい	はい	- 過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 12651(a)(8)) を含む。 - 遡及適用に関する条項 (§ 12654(b))
コロラド州	コロラド州 改正法 注釈付 § 25.5-4-304 <i>et seq.</i>	はい	はい	
コネティカット州	コネティカット州 州法 (注釈付) (§ 17B-301 <i>et seq.</i>)	はい	はい	
デラウェア州	デラウェア州 法令集 6, § 1201 <i>et seq.</i>	はい	はい	
コロンビア特別区	コロンビア特別区法令集 (§ 2-308.13 <i>et seq.</i>)	はい	いいえ	- 過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 2-308.14(a)(8)) を含む。 - 当地区による過失の支払又は過払金の受領に関する法的責任を含む。 (§ 2-308.14(a)(9))

BPM-04 連邦法及び州法に基づく虚偽請求取締法の遵守

州 *	制定法	キイタム訴訟条項	DRA遵守の認定	連邦虚偽請求取締法との主な違い
フロリダ州	フロリダ州制定法 § 68.081 <i>et seq.</i>	はい	いいえ	OIGが特定したDRAコンプライアンスに関する文言の違いがある条項。禁止行為、報復からの保護、一般公開請求禁止、公務員による訴訟の制限を含む。
ジョージア州	ジョージア州 注釈付法令集 § 49-4-168 <i>et seq.</i>	はい	はい	
ハワイ州	ハワイ州 改正制定法 § 661-21 <i>et seq.</i>	はい	はい	過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 661-21(a)(7))を含む。
アイダホ州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
イリノイ州	740 イリノイ州 制定法 § 175/1 <i>et seq.</i>	はい	はい	
インディアナ州	インディアナ州 法令集 § 5-11-5.5 <i>et seq.</i>	はい	はい	
アイオワ州	アイオワ州法令集 (§ 685.1 <i>et seq.</i>)	はい	はい	
カンザス州	カンザス州法 注釈付法令集 § 75-7501 <i>et seq.</i>	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。
ケンタッキー州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
ルイジアナ州	ルイジアナ州 改正法 注釈付 § 46:439.1 <i>et seq.</i>	はい	いいえ	OIGが特定したDRAコンプライアンスに関する文言の違いがある条項。一般公開請求禁止条項を含む。
メイン州	メイン州 改正法 (注釈付) 22, § 15 <i>et seq.</i>	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。
メリーランド州	メリーランド州 注釈付法令集 Health-Gen. § 2-601 <i>et seq.</i> (一般)	有。ただし、訴訟の場合にのみ適用。	いいえ	- 州が却下した場合の訴状の却下に関する条項 (§ 2-604(a)(7)) - 遡及適用に関する条項 (§ 2-609(b))

機密 社外秘

BPM-04 連邦法及び州法に基づく虚偽請求取締法の遵守

州 *	制定法	キイタム訴訟条項	DRA遵守の認定	連邦虚偽請求取締法との主な違い
マサチューセッツ州	マサチューセッツ州一般法 12 § 5 <i>et seq.</i>	はい	はい	過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 5B(10))を含む。
ミシガン州	ミシガン州法 § 400.601 <i>et seq.</i>	はい	いいえ	- 認識及び反証可能な推定に関する個別の条項を含む。(§ 400.608) - OIGが特定したDRAコンプライアンスに関する文言の違いがある条項。禁止行為、報復からの保護、一般公開請求禁止条項を含む。
ミネソタ州	ミネソタ州法 (注釈付) § 15C.01 <i>et seq.</i>	はい	はい	
ミシシッピ州	ミシシッピ州 注釈付法令集 (§ 43-13-203)	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。
ミズーリ州	ミズーリ州 改正法 § 191.900 <i>et seq.</i>	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。
モンタナ州	モンタナ州 注釈付法令集 § 17-8-401 <i>et seq.</i>	はい	はい	- 過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 17-8-403(1)(h))を含む。 - 事件却下前の審問における告発者の証拠提示に関する条項 (§ 17-8-407)。
ネブラスカ州	ネブラスカ州 改正法 § 68-934 <i>et seq.</i>	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。

BPM-04 連邦法及び州法に基づく虚偽請求取締法の遵守

州 *	制定法	キイタム 訴訟条項	DRA遵守の 認定	連邦虚偽請求取 締法との主な違い
ネバダ州	ネバダ州 改正法 357.010 <i>et seq.</i>	はい	はい	過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 357.040(h))を含む。
ニューハンプシャー州	ニューハンプシャー州改正法 § 167:61-a <i>et seq.</i>	はい	いいえ	過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 167:61-b(f))を含む。
ニュージャージー州 *	ニュージャージー州法 (注釈付) § 2A:32C-1 <i>et seq.</i>	はい	いいえ	OIGが特定したDRAコンプライアンスに関する文言の違いがある条項。禁止行為、報復からの保護、一般公開請求禁止条項を含む。
ニューメキシコ州	ニューメキシコ州法 (注釈付) § 44-9-1 <i>et seq.</i> (一般)	はい	いいえ	- 遡及適用に関する条項 (§ 44-9-12(A)) - 一般公開請求禁止に対する「元の情報源」の例外条項は含まれない。 - 時効条項は含まれない。
	ニューメキシコ州法 (注釈付) § 27-14-1 <i>et seq.</i> (メディケイド)	はい	いいえ	- 同法において「影響を受けた」者のみが民事訴訟を提起できるという条項 (§ 27-14-7)。 - 短縮された時効(4年)条項を含む (§ 27-14-13)。
ニューヨーク州	ニューヨーク州財政法 § 187 <i>et seq.</i>	はい	はい	
ノースカロライナ州	ノースカロライナ州一般法 (§ 1-605 <i>et seq.</i>)	はい	はい	遡及適用に関する条項 (2009 N.C. Sess. Laws 554, § 4)
ノースダコタ州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
オハイオ州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
オクラホマ州	オクラホマ 州法 63, § 5053.1 <i>et seq.</i>	はい	はい	

BPM-04 連邦法及び州法に基づく虚偽請求取締法の遵守

州 *	制定法	キイタム訴訟条項	DRA遵守の認定	連邦虚偽請求取締法との主な違い
オレゴン州	オレゴン州 改正法 § 180.750 <i>et seq.</i>	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。
ペンシルベニア州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
ロードアイランド州	ロードアイランド州法 (§ 9-1.1-1 <i>et seq.</i>)	はい	はい	
サウスカロライナ州	サウスカロライナ州注釈付法令集 § 43-7-60 <i>et seq.</i>	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。
サウスダコタ州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
テネシー州	テネシー州 注釈付法令集 § 4-18-101 <i>et seq.</i> (一般)	はい	いいえ	- 過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 4-18-103 (a)(8))を含む。 - 告白者に対する報奨金の上限引き上げを含む (§ 4-18-104(g))。
	テネシー州 注釈付法令集 § 71-5-181 <i>et seq.</i> (メディケイド)	はい	はい	民事上罰金の引き上げを含む (§ 71-5-182(a)(1))。
テキサス州	テキサス州 人的資源法 注釈付法令集 § 36.001 <i>et seq.</i>	はい	はい	老人、障害者、若者への損傷に関する民事上の罰金の引き上げを含む (§ 36.052(a)(3))。
ユタ州	ユタ州注釈付法令集 § 26-20-1 <i>et seq.</i>	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。
バーモント州	バーモント 州法 (注釈付) (tit. 32, §§ 630- 642	はい	はい	過失による虚偽請求提出の法的責任 (§ 631(a)(11))を含む。
バージニア州	バージニア州 注釈付法令集 § 8.01-216.1 <i>et seq.</i>	はい	はい	
ワシントン州	ワシントン州2012年期法令集 241 § 201 <i>et seq.</i>	はい	はい	延長された時効条項を含む (§ 210(2))。
ウェストバージニア州	虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	

機密 社外秘

BPM-04 連邦法及び州法に基づく虚偽請求取締法の遵守

州 *	制定法	キイタム訴訟条項	DRA遵守の認定	連邦虚偽請求取締法との主な違い
ウィスコンシン州	2015年に無効化。現在、虚偽請求取締法に相当するものは無い。	該当なし	該当なし	
ワイオミング州	ワイオミング州法（注釈付）§§ 42-4-301 et seq.	いいえ	いいえ	キイタム訴訟条項は含まれない。

*** ニュージャージー州：医療費の請求、従業員の保護、民事上の罰金、および詐欺防止に関する以下の追加情報は、ニュージャージー州のみに適用されます。**

ニュージャージー州医療扶助・医療サービス法 – 刑事上／民事上の罰金、N.J.S. 30:4D-17(a) – (d)、.J.S. 30:4D-7.h、N.J.S. 30:4D-17(e) – (i)、N.J.S. 30:4D-17.1.a(プログラムからの資格剥奪／排除の可能性など)

ニュージャージー州医療費請求詐欺法、N.J.S.A 2C:21-4.2および4.3、N.J.S. 2C:51-5(医療従事者免許の失効の可能性など)

ニュージャージー州内部告発者保護法、N.J.S.A 34:19-1 et seq.(従業員の内部告発者の保護など)

ニュージャージー州保険詐欺防止法、N.J.S.A 17:33A-1 et seq.

ニュージャージー州メディケイド詐欺部門ホットライン:888-937-2835、<https://www.nj.gov/oag/medicaidfraud/report.html>

ニュージャージー州保険詐欺検察官ホットライン:877-55-FRAUD、<https://www.njoag.gov/report-fraud/>(詐欺報告の代替手段として利用可能)